

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2024年3月27日 |
| 【会社名】 | サカティンクス株式会社 |
| 【英訳名】 | SAKATA INX CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 社長執行役員 上野 吉昭 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市西区江戸堀一丁目23番37号 |
| 【電話番号】 | 06（6447）5823 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 菅原 大輔 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都文京区後楽一丁目4番25号 日教販ビル内 サカティンクス株式会社 東京本社 |
| 【電話番号】 | 03（5689）6601 |
| 【事務連絡者氏名】 | コーポレートコミュニケーション部長 原田 茂樹 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 221,973,900円 （注） 募集金額は、本有価証券届出書提出日における見込額 （会社法上の払込金額の総額）です。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | サカティンクス株式会社 東京本社 （東京都文京区後楽一丁目4番25号 日教販ビル内） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2024年3月27日に有価証券報告書（事業年度第146期（自 2023年1月1日 至2023年12月31日））を関東財務局長に提出しました。これに伴い、2024年2月14日付で提出した有価証券届出書（2024年3月19日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）の記載内容（添付書類含む）について、当該有価証券報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類の一部を差替え及び削除するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の差替え）

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、2024年2月14日付で提出した有価証券届出書に添付していました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差替えます。

（添付書類の削除）

2023年12月期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部【参照情報】

（訂正前）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第145期（自2022年1月1日 至2022年12月31日） 2023年3月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第146期第1四半期（自2023年1月1日 至2023年3月31日）2023年5月12日関東財務局長に提出

事業年度 第146期第2四半期（自2023年4月1日 至2023年6月30日）2023年8月10日関東財務局長に提出

事業年度 第146期第3四半期（自2023年7月1日 至2023年9月30日）2023年11月10日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年3月19日）までに、次の臨時報告書を提出

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年3月31日に関東財務局長に提出

(2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2024年3月19日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年3月19日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年3月19日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第146期（自2023年1月1日 至2023年12月31日） 2024年3月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年3月27日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年3月27日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。